令和８年度

第６回定例農業委員会会議録

令和 ８年 ９月 18 日　　開催
令和 ８年 ９月 18 日　　閉会

（場所）綾川町綾南農村環境改善センター

令和８年度　第６回　綾川町農業委員会会議録

農委告示　第９号
　令和８年度 第６回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和８年９月 14 日
　農業委員会会長　笹川 武義

召 集　　令和８年９月 14 日
場 所　　綾川町綾南農村環境改善センター
開 会　　令和８年９月 18 日　　午前　９時 00 分
閉 会　　令和８年９月 18 日　　午後 10 時 12 分　（会期１日）

第１日目（9 月 18 日）　　出席委員　　15　名

１番	笹川　武義	８番	滝川　廣男	15 番	長川　富雄
２番	國重　義廣	９番	三好　直樹	16 番	松岡　正広
		10 番	金滝　耕治	17 番	松内　利和
４番	長尾　清	11 番	川西　正廣	18 番	藤重　英子
５番	西川　謙三				
６番	中島　美紀				
７番	佐藤　裕子	14 番	横井　博美		

農地利用最適化推進委員　　0 名参加

議事録署名委員
　　14 番　　横井　博美　　委員、　15 番　　長川　富雄　委員

欠席　　3 番　　末長　憲二　　委員、　12 番　　丸尾　説男　委員
　　13 番　　福家　範行　　委員

公務のため出席した者の職氏名
　　事務局長　　田岡 大史
　　事務局代理　　葛西 謙一　、　三好勇太　、　沖　幸征

傍聴人　　0 人

議 事 日 程

令和８年９月 18 日

第１　会期の決定について
第２　議事録署名委員の指名について
第３　議案第 １号　農地法第３条（農業委員会）について
第４　議案第 ２号　農地法第５条（県知事）について
第５　議案第 ３号　現況証明（農委分）について
第６　議案第 ４号　農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
第７　議案第 ５号　農業経営改善計画の認定（町）について
第８　報告第 １号　農地法第 18 条（通知）について
第９　報告第 ２号　綾川町地域計画の変更について

令和８年９月　農業委員会議事録

午前９時00分　　開会

職務代理

　みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和８年度第４回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

　それでは、会長よりご挨拶お願いします。

会長

　【挨拶】

職務代理

　ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

　【挨拶】

職務代理

　ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、お願いします。

議長

　それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、　３番　　末長　憲二　　委員、　12番　　丸尾　説男　委員

　　13番　　福家　範行　　委員、　です。

　よって、農業委員出席者は、15名です。会期の決定ですが、会期は本日１日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

　はい。

議長

　本日の議事録署名人には、14番　　横井　博美　委員、

　　15番　　長川　富雄　委員、を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第1号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第 1 号、農地法第３条の規定による許可申請について説明致します。今月は 4 件です。

議案第1号-1

地　図：[redacted]

権利等：　所有権移転　有償売買　総額110万円

申請地：[redacted]　田　4,502㎡他1筆　計4,739㎡

譲渡人：[redacted]

譲受人：[redacted]

申請に至った理由ですが、譲渡人は農業の廃止を検討しており、規模拡大を計画する譲渡人との間で売買の合意が取れ、本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、自作地が6,007.09㎡、借入地3,047㎡、経営地 計9,054㎡、水稲、アスパラ、野菜の生産を行っており、経営地については現在全て適切に維持管理されています。

譲受人の農作業暦は20年、農作業の従事日数は300日で、機械の所有状況については、トラクター、耕運機が各1台、軽トラックが2台、農舎を30㎡所有しております。

また、水稲の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から0.1㎞、徒歩で1分以内の自宅隣接地であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。以上の理由により、農地法第３条第２項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-2

地　図：[redacted]

権利等：　所有権移転　有償売買　総額10万円

申請地：[redacted]　田　34㎡

譲渡人：[redacted]

[redacted]

譲受人：[redacted]

申請に至った理由です。後ほどご説明させていただきますが、今月の5条申請で譲渡し人所有地（[redacted]）において、譲受人の親族（子）が住宅を建設する計画があり、計画外の残地につきまして、譲渡し人と譲受人との間で土地売買の合意が取れたため本申請に至ったものです。申請地は譲受人が所有している農地の隣接地となり、今回の申請は規模拡大が目的となります。

譲受人の経営面積は、自作地・借入地併せて4,602.5㎡、水稲、野菜の生産を行っており、経営地については現在全て適切に維持管理を確認しています。

譲受人の農作業暦は 50 年、農作業の従事日数は 150 日で、機械の所有状況については、コンバイン、田植機を各 1 台所有しております。

主に野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。
対象農地までの通作距離は、自宅から 0.1 ㎞、徒歩で 2 分であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第３条第２項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-3

地　図：[redacted]

権利等：　所有権移転　有償売買　総額 10 万円

申請地：[redacted]　畑　1,006 ㎡　他 4 筆

譲渡人：[redacted]

譲受人：[redacted]

申請に至った理由ですが、譲渡人は農業の廃止を検討しており、[redacted]に居住している譲受人との間で当該農地付き住宅売買について合意が取れ、譲受人が町内に居を構え、新たに新規就農を行うために本申請に至ったものです。

譲受人の経営面積はありませんが、取得後の営農計画としては、水稲及び柿の作付けを予定しております。

譲受人の農作業暦はありませんが。農作業の従事日数は 200 日を予定しており、農作業については、果樹栽培歴 10 年の父親と近隣の農業者より指導を受けるとのことです。機械の所有状況については、現在草刈機が 1 台、農舎が 49 ㎡ございます。

水稲、また既存の柿の栽培計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。
対象農地までの通作距離は、購入予定の自宅から 0.2 ㎞以内、徒歩で 3 分以内であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。

以上の理由により、農地法第３条第２項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-4

地　図：[redacted]

権利等：　所有権移転　有償売買　総額 10 万円

申請地：[redacted]　田 684 ㎡

[redacted]　田　2,198 ㎡　他 10 筆　計 15,683 ㎡

譲渡人：[redacted]

譲受人：[redacted]

申請に至った理由ですが、譲渡人は兄弟による水田経営を行っておりましたが労働力不足となり、現在、[redacted]に居住している譲受人と、当該農地付き住宅売買について合意が取れ、町内に居を構え、新たに新規就農を行うということで本申請に至ったものです。

譲受人の農作業暦はありませんが。農作業の従事日数は 300 日を予定しており、今回の

取得予定農地は多いものの、自己管理を行い、作付けできる農地から利用していく予定です。また、農作業については、近隣の農業者の協力を受けるとのことです。機械の所有状況については、トラクター、管理機、軽トラックが各１台所有ございます。

取得後の営農計画としては、水稲・麦を予定しております。

水稲・麦の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

購入予定の自宅から 0.1 ㎞以内、徒歩で 1 分以内であり、通作可能な圏内に居住するものと考えられます。以上の理由により、農地法第３条第２項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 1 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 2 号について、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第 2 号「農地法第５条の規定による許可申請」について説明致します。

今月は 3 件です。

議案第 2 号－1

地図・図面：　[redacted]　図面番号 5 条－1
権利設定　：　所有権移転
申請地　　：　[redacted]　田　386 ㎡外 1 筆　合計 1,438 ㎡
併用地　　：　[redacted]　雑種地 2,665 ㎡他 12 筆
　　総合計 8,848.97 ㎡
農地区分　：　2 種農地
譲渡人　　：　[redacted]
譲受人　　：　[redacted]
転用目的　：　太陽光発電設備（増設）
施設の概要：　太陽光発電設備　（太陽光パネル 1626.88 ㎡・1,160 枚）
操作盤 1 基 5.833 ㎡
電力柱 1 本 0.075 ㎡
構内柱 6 本 0.131 ㎡

資金内訳　：　土地代 100 万円、造成費 0 万円、建築費 1,000 万円
合計 1,100 万円
＜内訳＞自己資金 1,100 万円、借入金 0 万円
工事期間　：　R9.1.5～R9.3.31
造成　　：　なし
雨水　　：　既存の雨水を利用、最終雨水桝より南側水路へ放流
汚水　　：　なし
他法令許可：　なし
水利　　：　[redacted]水利組合
隣接同意　：　該当なし
始末書　　：　該当なし

転用者は、[redacted]で昭和 53 年に設立、資本金 3,000 万円で、生鮮食料品の加工販売、土地開発事業、電気工事業等 多角経営を行う法人です。
転用目的は太陽光発電設備の設置で、所有権の移転をするものです。
転用に及んだ理由ですが平成 29 年 11 月に経済産業省から認定を受け設置した既存の太陽光発電設備は当初計画の 67%程度しか設置できなかったため、今回の申請で不足分を増設するものです。
パネルを増設するにあたり、実現できる規模の土地を探していましたが、実現できる宅地・雑種地がなく、本農地は既存の施設と隣接していたため、選定を行いました。
今回の増設については四国電力との連携協定上、契約枠内の変更であり新たな契約は不要とのことです。事業の実施が確実であると見込まれること、候補地の比較検討も適正になされていること、さらに水利の同意も得られていることなどから許可相当と判断するものです。

議案第 2 号－2

地図・図面：　[redacted]　図面番号 5 条－2
先ほど３条で説明させていただいた農地の隣接地での住宅建設計画となります。
権利設定　：　所有権移転
申請地　　：　[redacted]　田　262 ㎡
併用地　　：　なし
農地区分　：　3 種農地
譲渡人　　：　[redacted]
[redacted]
譲受人　：　[redacted]
転用目的　：　農家の分家建設
施設の概要：　住宅　平屋建　1 棟　135.80 ㎡、
利用率　　：　敷地面積 344 ㎡、建築面積 135.80 ㎡ 39.47%

資金内訳　：　土地代 150 万円、造成費 700 万円、建築費 2,800 万円
　合計 3,650 万円
＜内訳＞自己資金 0 万円、借入金 3,650 万円
工事期間　：　R8.12.1～R9.5.30
造成　　：　盛土　1.0～1.5m
コンクリート擁壁　L 型擁壁 H=1.3m～2.2m
雨水　　：　最終桝を設置し、南側水路へ放流
汚水　　：　公共下水道に放流
他法令許可：　なし
水利　　：　[redacted]水利組合
隣接同意　：　該当なし
始末書　　：　該当なし

申請人は、現在 家族 4 人で借家にて暮らしていますが、将来を見据えて、実家の近接地へ新たに住宅を新築する計画をしました。候補地を検討した結果、父 所有地の隣接地であり、売買の合意を得ている当該地が最も計画地に適していると判断したため選定に至りました。
近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われます。

議案第 2 号－3

こちらにつきましては、先ほど５条　議案 2-2 で説明させていただいた転用地の隣地となります。

地図・図面：　議案 2-2 同様　[redacted]　図面番号 5 条－3
権利設定　：　使用貸借権
申請地　　：　[redacted]　田　83 ㎡
併用地　　：　なし
農地区分　：　3 種農地
譲渡人：　[redacted]
譲受人：　[redacted]
転用目的　：　農家の分家建設

こちらは先ほどの住宅建築計画に含まれる父親の農地について分筆し、使用貸借権の設定のために転用許可申請を行うものです。
転用計画については先ほどの議案 5 条　2-2 の説明と同様ですので省略させていただきます。
近隣への影響等はなく、面積等規模も妥当であることから問題ないと思われます

以上ご審議の程、よろしくお願いします。

議長
議案第2号について、ご質問はございませんか。

委員一同
なし

議長
続きまして、議案第3号について、事務局より説明を願います。

事務局
議案第3号現況証明について、説明します。今月は1件です。

議案第3号－1
地図・写真：[redacted] 図面番号 非農地-1
申請地　　：[redacted] 田　93㎡　外1筆　合計617㎡
現況地目　：公衆用道路
利用状況　：宅地進入路
申請人　　：[redacted]

今回の申請地につきましては、昭和54年から56年にかけて基盤整備事業（新農業構造改善事業・[redacted]地区）を行った際に地元で敷設した道路であり、現在まで30年以上非農地設定が出来ていない農地であると判明したため、非農地証明願を行うにいたりました。
現状、居宅への進入路として使用されており、非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はなく問題はないと判断しております。

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長
議案第3号についてご質問はありませんか。

委員一同
なし

議長
続きまして、議案第4号について、事務局より説明を願います。

事務局
　はい。議案第 4 号農地機構を通じた利用権設定について説明します。
　契約件数：　　134 件　　合計　　157,915 ㎡
　新規契約：　　2～5 番 9～10 番　71～72 番　93 番　97～101 番　118～134 番
　　31 件　27,714 ㎡
　更新契約：　　1 番　11～12 番　15～70 番　73～89 番　102～117 番
　　92 件　116,879 ㎡
　移転・再貸付：6～8 番　13～14 番　90～96 番　　11 件　　13,322 ㎡
　貸付先は、記載のとおりとなっております。
　以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長
　議案第 4 号について、ご質問はございませんか。

委員一同
なし

議長
　続きまして、議案第 5 号について、事務局より説明を願います。

事務局
　はい。議案第 5 号農業経営改善計画の認定について説明します。今月は、更新 2 件の申請があります
　議案第 5 号-1（更新）
　申請者　　：　[redacted]
　住所　　：　[redacted]1
　生年月日　　：　[redacted]
　作目・部門名：（R13 目標）　議案のとおり
　農業経営等に関する目標：（R13 目標）
　　目標所得　　：　600 万円
　　年間労働時間：　2,000 時間

　現在イチゴの収量については地域の平均反収を達成している。今後も現在の生産量を維持するため JA のパッケージセンターを活用して作業の効率化を行い、労働時間の短縮を行っう予定。また、育苗管理の徹底により安定生産に努めるとのことです。

議案第 5 号-2（更新）
　申請者　　：　[redacted]

住所　　：　[redacted]
設立年月日　：　[redacted]
作目・部門名：（R13 目標）　議案のとおり
農業経営等に関する目標：（R13 目標）
　　目標所得　　：　375 万円
　　年間労働時間：　1,700 時間

現在病気のため、子豚の死亡率が高く出荷頭数減少し、経営に影響を及ぼしているとのことで、今後は豚舎清掃の徹底、ワクチン接種の最適化・データ化による飼育管理を行い増収を目指します。また、就業条件の整備を整え働きやすい環境を作るとともに、機械化・自動化も検討する。豚舎の老朽化が進んでいるが、機械装置の整備点検を徹底し更新頻度を下げる努力を図っている。

以上、2 件ご説明させていただきましたが、全件、7 月に行われたました綾川町農地再生協議会の担い手部会において問題なく承認されておりますことを報告いたします。
ご審議のほどよろしくお願いします。

議長
議案第 5 号についてご質問はありませんか。

委員一同
なし

議長
続きまして、報告第 1 号について事務局より説明を願います。

事務局
報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は 3 件です。
それでは説明させていただきます。

報告 1－1
貸付人：[redacted]
借受人：[redacted]
申請地：[redacted]　田　1,500 ㎡
解約日：令和 8 年 8 月 25 日
説　明：耕作目的の解約で、離作補償はありません。

報告 1－2　当事者については報告 1 件目と同様となります。

貸付人：[redacted]
借受人：[redacted]
申請地：[redacted]　田　520 ㎡ 外 1 筆　合計 1,130 ㎡
解約日：令和 8 年 8 月 25 日
説　明：耕作目的の解約で、離作補償はありません。

報告 1－3
貸付人：[redacted]
借受人：[redacted]
転貸人：高松市仏生山町　　香川県農地機構
申請地：[redacted]　田　1,564 ㎡　他 1 筆
解約日：令和 8 年 8 月 25 日
説　明：耕作目的の解約で、離作補償はありません。

議長
報告第 1 号について、ご質問はありませんか。

委員
報告１－１及び２の解約された農地については、議案４でも同地番が農地機構により貸し出されることとなっている。これはどういうことなのか。

事務局
先ず合意解約を行い、新たに借入れを行いました。相対による農地の貸し借りを解約し、農地機構を通じた借入れに変更したということです。

議長
他に報告第 1 号について、ご質問はございませんか。

委員一同
なし

議長
続きまして、報告第 2 号について事務局より説明を願います。

事務局
報告第２号、綾川町地域計画の変更についてですが、今月は地域計画からの除外が 2 件となっております。
議案書 P. 14 から P. 15 をご覧ください。

滝宮地区において地域計画に位置付けられている農地について、農地転用のため、地域計画から除外するものです。
今回の対象農地は、農振農用地外の白地の農地であるため、農振除外の手続きは不要の案件になります。
農用地利用計画の変更や農地転用を行う際には、地域計画の達成への支障がないことが要件の一つとなっており、地域計画の達成へ支障が出ないように転用申請等に先駆けて対象農地を地域計画の区域から除外する手続きを行っております。
続いて、議案書P.16をご覧ください。
変更を行う地区の地域計画について、新旧対照表を記載してあります。変更箇所については、下線で表示しており、除外をすることによって数値の変更がありましたので、それを表示しております。
地域計画の変更手続きについては、2 週間の公告縦覧期間を経た後に公表を予定しております。説明は以上でございます。

議長
報告第2号について、ご質問はありませんか。

委員一同
なし

議長
以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。
それでは、採決に入ります。
本日提案された第1号議案から第5号議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同
全員挙手

議長
全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理
本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第6回定例農業委員会を閉会いたします。

午前　１０時　１２分　　閉会